

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案等に関する
御意見募集(パブリックコメント)について

令和2年12月9日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

標記につきましては、令和2年10月21日から令和2年11月25日までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、7件(法人5件、個人その他2件)の御意見をいただきました。
お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方につきまして以下のとおりご報告いたします。なお、法人名又は法人の代表者名で提出された意見については提出者を法人とし、また、今回の御意見募集の対象に係る御意見のみ記載しています。

No	御意見等の内容	提出者	御意見等に対する考え方
1	規約に定めるべき内容の詳細をご教示いただきたい。	一般社団法人生命保険協会	特例措置を適用した旨を記載いただくことを検討しており、本件にかかる規約例もお示しする予定です。
2	掛金の額の比較の方法について、以下の内容についてご教示いただきたい。 ・比較に用いられる掛金の額および猶予が認められる掛金の額について、標準掛金額・特別掛金額・リスク対応掛金額・施行規則第47条に基づき拠出する特例掛金額の合計額とするのか、または標準掛金額・特別掛金額・リスク対応掛金額・施行規則第47条に基づき拠出する特例掛金額のそれぞれの額とするのか。 ・前回の財政計算において計算した掛金の変動する場合(例:特別掛金の拠出が終了する場合)は、比較に用いる掛金の額は今回の財政再計算の本来の適用日時点に適用される変動を反映した掛金額とし、猶予が認められる掛金の額は猶予期間に適用される変動を反映した掛金額とする認識でよいのか。	一般社団法人生命保険協会	・過去の金融危機時と同様に、掛金区分ごとに判定するのではなく、掛金の増額分と減少分をトータルして増加していれば特例措置の対象となります。 ・適用日時点で新・旧の比較をすることとなります。特別掛金の拠出が終了する場合は、特別掛金(旧掛金)はないものとして比較するという認識です。
3	実施事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合に該当することを示すために求められる対応をご教示いただきたい。	一般社団法人生命保険協会	客観的なデータをご教示いただければ特例措置の適用となることを予定しております。 なお、通知において、実施事業所の経営状況が悪化して事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類の様式を提示する予定であり、その様式を提出ください。
4	○全般的な意見について 世界的な新型コロナウイルス感染症の影響は、社会生活への不安と実体経済の縮小など厳しい様相をもたらしています。 その影響によって企業の経営状況や確定給付企業年金の財政状況など一段の悪化が見込まれるため、今回提示された「掛金設定の弾力化措置案」については、かつての金融危機(リーマンショック)時に発出された弾力化措置とほぼ同等ですが、確定給付企業年金の今後予想される厳しい財政運営に一息次がせるものであり、賛同いたします。 ○今後に向けた検討について 世界的な感染拡大は第二波・第三波と長期化し、世界レベルの実体経済の縮小が続いており、特に体力のない中小企業への影響は大きい。そのため中小企業の事業存続に向けた更なる対応が必要と考えます。 総合型企業年金基金においては、掛金拠出が難しい事業所毎の拠出猶予又は一定期間の掛金減額と合わせて、その掛金未拠出分に見合う給付調整の措置を認めていただきたいと先般の企業年金・個人年金部会のヒアリング時にも意見陳述しました。 掛金拠出の猶予・減額措置だけでは、掛金未拠出事業所が倒産など基金脱退した場合に、他の加入事業所がその掛金未拠出分の債務を将来に亘り背負うことになり、他の加入事業所にとっては掛金上昇など思わぬ負担を強いられることとなり、加入事業所の結束にも影響しかねない事態も想像されます。 厚生年金基金から企業年金基金への変更は、公的年金保険制度に見合う優先措置が廃止される一方で複数事業主制度特有の負担も増えており、これまでの給付面での共済型制度の維持には一定の緩和措置が必要であり、抜本的な検討をお願いいたします。	企業年金連絡協議会	確定給付企業年金において、給付減額は適正な手続を経て行われる必要があることから、掛金の拠出状況に応じて柔軟に給付額の調整を行うことを認めることは困難です。

5	＜意見＞ 財政検証の結果、積立金が最低積立基準額を下回る場合であって、かつ、実施事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合、掛金の追加拠出を猶予できる旨が記載されている。 本件は、確定給付企業年金法施行規則第58条に規定される「積立比率による方法」および確定給付企業年金法施行規則平成24年1月31日付附則第4条により当分の間適用可能な経過措置である「回復計画による方法」いずれにおいても、適用可能という理解でよい。	一般社団法人信託協会	「回復計画による方法」は一定の期間内で柔軟な掛金拠出計画を組むことがある程度可能であることから、今回、猶予の対象とはいたしません。
6	【意見・要望】 示された改正の目的は 不測の事業収益悪化に伴う掛金負担を緩和し DB制度の継続性を確保し よって加入者等の権利を守ることと考える。 現在の経済状況の悪化の原因は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため「国及び自治体の指示により人の動きを制したこと」によるものである。その結果、感染の終息を期待したのではあるが、現状その様相は見通せず、前例なき深刻な事態を迎えているところである。 よって、20年前の金融危機による経済状況悪化の際に講じた策を参考とはするものの、長期化は避けられず、期間を限定するには疑問があり、現状に応じた対策が求められる。 (1)に示されている掛金拠出に関する緩和策を、単年度に限るのではなく長期化に備えたものとし、かつ事態終息時に財政回復するための策をも示しておくことで、DB制度の継続の途をつける必要があるものとする。 (2)についても同じ。 併せて、標準掛金に対しても、拠出負担の時期緩和策を、回復策を含めて示されるべきと、要望するものであります。	個人その他	(1)の措置につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や税・社会保険料の納付猶予措置の状況などを踏まえて、今回の掛金(標準掛金を含む)の猶予措置は一年間としているところです。また、猶予期間後、不足金が発生した場合は通常のルールに則って事業主により掛金を追加拠出することになります。 (2)の措置につきましては、単年度ではなく複数年度適用できるようにしております。 なお、特例措置の対象期間については、今後の状況を踏まえて必要に応じて延長を検討します。